

告示事項変更を伴う規約（会則）変更の流れ

- ①規約の変更について、市民協働推進課担当者と事前協議
規約の変更点、変更理由を先にお伝えください。事前に問題がないか確認させていただきます。確認させていただいたのち、申請書一式をお渡しいたします。
- ②規約の変更について町会の総会にて議決
議決書の提出が必要になりますので、必ず行ってください。
- ③市へ規約変更認可申請書等を提出
規約変更認可申請書
別添書類（規約変更の内容及び理由、規約変更の議決書）
- ④規約変更認可通知
市より認可通知書を送付いたしますので、町会にて保管ください。
- ⑤告示事項変更届出書の提出
市より規約変更の認可通知書が届きましたら、告示事項変更届出書をご提出ください。
- ⑥告示
市より告示文を申請者に送付いたします。

【注意事項】

③の規約変更の申請書をご提出いただいてから、告示までに約1ヶ月かかります。お急ぎのものは早めにご連絡ください。

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 市民局 市民協働推進課
TEL：076-220-2026 FAX：076-260-1178
E-mail：kyoudou@city.kanazawa.lg.jp